令和3年第4回農業委員会総会会議録

令和3年第4回船橋市農業委員会総会を令和3年4月8日午後3時船橋市役所11階大会議室に招集する。

出席委員

農業委員(14人)

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 髙橋 光一

土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員(2人)

武藤 英夫 伊藤 賢司

議長 それでは、出席数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回農業委員会総会を開会いたします。

事務局、傍聴者はいますか。ある場合は、傍聴者の入室を許可します。

局長 **傍聴者はおりません。**

議長
それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長
それでは、指名します。

6番、石山幸男委員と11番、齋藤教子委員の両名にお願いいたします。

議案審議に入る前に、報告事項1を先に行います。事務局よりご報告をお願いします。

局長 報告事項1、職員の人事交流についてでございます。議案書は8ページになりますのでご覧ください。

初めに、4月1日付けの人事異動につきましてご報告いたします。まず、農業委員会から出向いたしました職員を紹介いたします。

○○事務局次長が健康政策課へ異動となりました。

新たに配属された職員を紹介いたします。健康福祉局福祉サービス部生活支援課より、○○主幹が事務局次長として配属されました。 このたびの人事交流につきましては、会長専決として処理いたしましたのでご報告いたします。

それでは、紹介した順にご挨拶をお願いしたいと思います。

金子課長補佐

~挨拶~

山下事務局次長

~挨拶~

議長

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の1及び2を上程いたします。

議長

本議案につきまして、藤城審査班長の報告を求めます。

藤城審査班長

それでは、今月2日、豊田豊委員、伊藤賢司推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から5ページをご覧ください。

1号議案の1及び2につきましては、関連議案でありますので一括して説明をいたします。

1号議案の1につきましては、米ヶ崎町に在住の譲受人が、義理の父から贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。

1号議案の2につきましては、米ヶ崎町に在住の譲受人が、父から贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は約150アール、農業従事者は5名で、世帯従事日数は1,200日、農機具も一式保有しております。

以上、2議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

1号議案の1と2の渡受人はご夫婦なのでしょうか。

藤城審查班長

はい、夫婦です。

石井委員

そうすると、譲渡人は、1号議案の1の譲受人の実の父親ということですか。

藤城審查班長

いいえ。1号議案の2の譲受人の父とのことです。

石井委員

実の娘ということですか。

藤城審查班長

はい。

石井委員

ありがとうございます。

議長

ほかに質問は、ご異議、ご質問ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の3を上程いたします。

議長

本議案につきまして、髙橋審査班長の報告を求めます。

髙橋審査班長

それでは、今月2日、湯浅清春委員、武藤英夫推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図6から8ページをご覧ください。

1号議案の3につきましては、柏市に本社を置く株式会社が、当該地を賃借し、新たに農業経営を開始するものです。農業従事者は7名を予定しており、農機具は譲渡人所有の機具を一式借り受けることになっております。平成21年の法改正により、農地所有適格法人以外の法人であっても、解除条件付の契約によれば貸し借りが可能となったため、本申請に解除条件を付した賃貸借契約書の写しが添付されております。

以上、1号議案の3につきましては、農地法第3条第2項の第2号及び第4号を除く各号に該当せず、加えて農地法第3条第3項各 号の要件を含む許可要件の全てを満たしているので、許可すべきものと思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

齋藤委員。

この解除条件付の契約によりという文言の説明をお願いします。

それと、賃借権設定が1年と15年と書いてある、この意味もどういうことなのか、事務局の方からお願いいたします。 事務局、お願いします。

解除条件付の契約というのは、3つの条件を満たしたときに成立するものです。農地法の3条の第3項にうたわれているのですが、1つ目は、賃貸借契約に解除条件が付されていること。具体的な内容としましては、農地を適切に利用しない場合には契約を解除することが条文として載っております。2つ目に、地域における適切な役割分担の下、農業を行うこととされております。具体的な内容としては、集落での話合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画などがうたわれております。3つ目は、業務執行役員、または重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること。これは、農作業に限られず、マーケティング等、経営や企画に関するものであっても可能でございます。この3つの条件が備わったときに、農地所有適格法人でなくても農地を借りることができるとされております。これが解除条件付の賃貸借契約の許可の要件になります。

もう一つの質問でありました1年と15年の契約に関することですが、お手元の地図の6ページの地図に①と②の土地がございまして、①が1年の契約、②が15年の契約です。差があるのは、②にはハウスを新しく建築してイチゴの栽培を始めるそうです。それなりのお金もかけてハウスを建築するので、ある一定の長い契約の期間を設けておりますが、①の土地につきましては、食用菜花の栽培を予定しておりまして、契約の更新は毎年行います。当座のところ、1年契約の1年更新の賃貸借契約となっております。

この1年の農地ですけれども、なくなると 5, 0 0 0 平方メートルを下回ってしまいますので、これよりもいい条件の土地がこの周辺で借りられるのであれば契約を終了して、別なところでまた新たに 3 条の許可を取ることは想定されます。それまでの間はこのままいくということでした。

議長

齋藤委員

議長

事務局

以上です。

議長

齋藤委員。

齋藤委員

今の説明で分かりました。

それで、もう少しお聞きしたいのですけれども、1年と15年は分かりましたが、地域による役割分担ということですけれども、それは本当になされるのかというところの証明というか、そういうのはどういう風にして確認できるのでしょうか。

議長

事務局。

事務局

今回の申請には、農業経営実施計画書というものが添付されております。その中に、具体的な行事への参加内容を明記してもらっております。また、審査会の中で、地域の武藤推進委員から、地元の組合長に必ず許可後に相談に行かれるようにお話をしていただきました。具体的には、水路、耕作道の一斉清掃、集落のイベント等への参加、環境保全型農業への取組に努めますとのことです。

議長

齋藤委員。

齋藤委員

そうしますと、結局、面積が5,000平方メートル以上になるので、これで、この法人は農業法人としての役割にあたるのですか。

事務局

農地所有適格法人ではありませんが、農業に参入する法人となります。新規参入する法人という位置づけになります。

齋藤委員

すみません、その算定はどういう風に。

局長

平成21年度の法改正によって、一般法人でもきちんとした解除条件をつけるのであれば農地を貸り受けることができることとなりました。今は一般法人もそういう形で、条件さえクリアすれば申請できるので、今回は条件を全てクリアしているので受理したというケースです。

議長

よろしいですか。

齋藤委員

はい。

議長

ほかにご質問等。菊池委員。

菊池委員

単純な質問で申し訳ないですけど、これ、譲受人って柏市の住所になっていますけど、この契約は属地主義でいくのですか。属人でいくのですか。要するに、船橋市の新規と認められるケースですか。

議長事務局。

事務局 船橋市の新規として認められるケースです。

菊池委員 どうもありがとうございます。

議長石山委員。

石山委員 譲受人ですか、農福連携みたいな雰囲気もあるのですけど、具体的にはどういうカンパニーなのですか。

議長事務局。

事務局おっしゃるとおりで、福祉事業が主な会社であります。ただ、しばらくの間は障害を持った方がここでお勤めをするのではなくて、

スタッフを雇用して、整ったら、順次、障害を持った方たちにもお勤めをしていただきたいということでした。

石山委員 もう一つ、この譲受人というのは、こういう農業への参入は初めてなのですか。それとも、他地域でもう既に経験しておるのでしょ

うか。

議長事務局。

事務局初めての法人になります。

石山委員 ありがとうございます。

議長 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長
それでは、採決いたします。

本件につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第2号の1及び2を上程いたします。

議長本件につきまして、藤城審査班長の報告を求めます。

藤城審杳班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図9から11ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、船橋市立医療センターを運営・管理する譲受人が、既存の来院者用駐車場が手狭なため、当該地を賃借し、駐車場用地として整備するものです。現地は畑で、隣接地は、現況学校敷地及び道路の畑、公衆用道路及びその他雑種地となっており、周囲は既存の土留鋼板を使用し、雨水は出入口部分のみアスファルト舗装で、それ以外は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。また、隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済です。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図12から14ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、不動産業を営む譲受人が、令和2年12月23日に許可を得て使用している資材置場が手狭であることから、当該地を賃借し、資材置場用地として拡張するものです。

現地は田で、隣接地は現況雑種地の田、用悪水路及び田となっており、周囲は土留鋼板で施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。また、隣接農地所有者への説明が行われております。 資力については、残高証明書で確認済です。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

議長

医療センターが移転するというような話を聞いたことがあるのですけども、賃借権、貸借権5年とありますけれども、5年間は移転

しないということなのでしょうか。

藤城審査班長

聞いたのですが、それを見計らって5年ぐらいだったらまだ移転はしないかなということでした。

石山委員 そうですか。

藤城審査班長

はい。

石山委員

分かりました。

議長

ほかにご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の3から5を上程いたします。

議長

本議案につきまして、髙橋審査班長のご報告を求めます。

髙橋審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図15から17ページをご覧ください。

2号議案の3につきましては、市内で住宅用足場のリース及び販売業を営む譲受人が、既存の資材置場が手狭なため、当該地を賃借 し、資材置場用地として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、その他雑種地及び道路となっており、周囲は波板と単管パイプで施工、雨水については、浸透性アスファルト敷きによる自然浸透とすることから隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。また、隣接農地所有者への説明が行われております。

資力については、残高証明書で確認済です。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図18から20ページをご覧ください。

2号議案の4につきましては、市内で建設業を営む譲受人が、本社社屋の一部に資材を置いていたが手狭であるため、当該地を取得 し、資材置場用地として整備するものです。

現地は田で、隣接地は、現況雑種地の田及び用悪水路となっており、周囲は土留鋼板と単管パイプで施工、雨水については、砕石敷 きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。また、隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済です。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図21から23ページをご覧ください。

2号議案の5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建 売分譲住宅6棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、用悪水路及び道路となっており、周囲はブロックで施工、雨水については、雨水貯留槽を設置し、汚水・ 雑排水は合併浄化槽を設置し排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。また、隣接農地所有者への説明が行われております。

資力については、残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、水道管・雨水管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋市身体障害者福祉作業所「太陽」と船橋二和病院の社会福祉施設と医療施設があることから、第3種農地と判断します。

議長

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

なければ、採決いたします。

本件につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の6から9を上程いたします。

本議案につきまして、藤城審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図24から26ページをご覧ください。

2号議案の6につきましては、字地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定 建築条件付売買予定地9棟として転用するものです。

現地は田で、隣接地は田、宅地及び水路となっており、周囲はコンクリートブロックで施工、雨水は雨水貯留槽を設置、汚水・雑排 水は合併浄化槽を設置し排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。なお、申請地周辺に農 地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の案が添付されております。また、 隣接農地所有者には説明済みであり、都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

貸力については、全棟を建築する場合に必要となる金額を残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを 確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していること から、第2種農地と判断します。

議長

藤城審查班長

議案書4ページ、地図27から29ページをご覧ください。

2号議案の7から9につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。

宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地23棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は現況宅地及び道路の畑、墓地、鉄道用地、宅地及び道路となっており、隣接地との境界はコンクリートブロックで施工、雨水は調整池を設置、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。なお、隣接に農地はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要となる金額を融資見込証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、4議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

石山委員。

地図資料の③の部分ですけれども、一部、変形した開発地になっているのですけど、残ったところは、現況宅地とあるのですが、これは譲渡人の宅地か、あるいはその関連の人が、現在、住んでいるということなのでしょうか。

譲渡人の家があります。

そうですか。それで、この形になっているということですか。

議長

石山委員

髙橋審査班長

石山委員

髙橋審查班長

はい。

石山委員

ありがとうございます。

議長

ほかにご質問、ご異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本件につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議案第3号を上程いたします。

議長

本件につきまして、髙橋審査班長の報告を求めます。

髙橋審査班長

引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図30から33ページをご覧ください。

3号議案につきましては、平成29年11月1日付で、建売分譲住宅4棟として農地転用許可を得たところでありますが、転用目的を建売分譲住宅3棟及び駐車場7台に計画変更承認申請するものです。

本案件は、既に宅地1区画分が駐車場として整備されております。令和元年8月に、千葉県より許可目的どおりに転用を行っていないとの指摘を受け、東葛飾農業事務所及び事務局との合同事情聴取を行いました。その後、反省の意が記載された経過報告書の提出を受けております。また、申請者から是正が困難であるとの再度の相談を受け、千葉県とともに協議を重ねたところ、千葉県より計画変更承認申請を行うことで是正とする、との判断があったため、今回の申請となったものです。

本申請には、事前の計画変更をせず許可条件と異なる用途で転用したことの理由書と、駐車場の利用を希望する者からの要望書が添付されており、また、許可権者である千葉県の判断も得られていることから、本議案につきましては、承認することが適当と思われま

す

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご異議がないということで採決いたします。

本件につきまして、審査報告のとおり承認相当とすることが適当と判断される方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第4号を上程いたします。

議長

本件につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

4号議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書5ページ、地図34から35ページをご覧ください。

4号議案につきましては、高根町の畑、面積は928平方メートルであります。当該地は、平成29年に相続し、相続以前より宅地の一部として利用されており、現在に至っております。20年以上、宅地であった旨の証明として、平成元年10月24日撮影の航空写真が添付されております。

以上、本議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われます。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本件につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可を要しないと決しました。

局長。

局長

令和3年度第1次農用地利用集積計画について、議案第5号を上程いたします。

議長

それでは、本件につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第5号につきましては、令和3年度第1次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は6ページから7ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の 規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼があり ました。

1は、藤原5丁目の畑1筆2,299平方メートルに賃借権3年、2は、馬込町の畑1筆826平方メートルに使用貸借による権利3年、3は、金杉9丁目の畑1筆555平方メートルに賃借権3年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。

また、4につきましては、更新による継続契約についてでございます。小室町の田4筆計3,541平方メートルに賃借権3年を継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

1ですけども、権利の設定を受ける方がご高齢だと思うのですけれども、年齢制限というのはないのですか。

議長

事務局。

事務局

特に年齢の制限というものはございません。また、この方の経営体として借り受けるということになりますので、この方が経営の主とはなっていますが、ご子息なども農業に従事されております。

石山委員

分かりました。

議長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本件につきまして、令和3年度第1次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

局長。

局長

議長

農政小委員長

成场有效员员

事務局

令和2年度の活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について、議案第6号を上程いたします。 本件につきまして、12月総会において農政小委員会に付託した案件でございます。農政小委員長の報告を求めます。

本議案につきまして、1月に農政小委員、2月に推進委員連絡協議会で検討を行いました。その案を基に3月に合同会議を開催し、概ねの案を決定いたしました。以降、年度末での集計等により統計の数字の変更を行い、本日、総会前に農政小委員会を開催し、内容を確認し、最終案を決定いたしました。

それでは、内容について、事務局から説明をお願いします。

それでは、事務局から説明させていただきます。

まず、左上に別紙様式2と書かれております令和2年度の活動の点検・評価からご説明いたします。

まず、1ページにつきましては、農林業センサス等統計データになりますので、説明を割愛させていただきます。

1枚めくっていただいて2ページ目に移ります。担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

こちらの2番、令和2年度の目標及び実績でございますが、こちら、実績としまして、令和2年度の集積実績は、昨年度より8.7~クタール増加いたしまして、428.6~クタール、この中で新規の実績につきましては3.9~クタールとなりました。

続きまして、3番、目標の達成に向けた活動でございますが、こちらの表の下の方、活動実績といたしましては、計画のとおり8月に申告書で所有者から一筆ごとの意向を把握し、また、リーフレット等の配布により、農地の貸し借りについて周知を行いました。

続きまして、4番、目標及び活動に対する評価といたしまして、まず、目標に対する評価として、リストを活用した現場活動を行った結果、集積面積が8.7~クタール増加した、また、活動に対する評価としましては、概ね計画のとおり活動を行った、となります。

それでは、3ページに移ります。内容は新規参入の促進でございます。

2番、令和2年度の目標及び実績について、目標の1経営体に対して、令和2年度の新規参入は0件でございました。参入目標面積 0.5~クタールに対しても実績は0となります。

3番、活動の実績につきましては、別段の面積の設定は行わず、必要に応じて、各法による権利の設定により対応するものとしたとなります。

4番目の目標に対する評価としましては、今年度、新規参入はなかった、今後も必要に応じて別段の面積の設定等を検討していくといたしました。活動に対する評価としましては、別段の面積の検討については、農業委員・推進委員・農政担当課と協議の上、進めることができたとしております。

4ページに移ります。内容は遊休農地対策でございます。

こちらの2番、令和2年度の実績ですが、令和2年度の解消実績は1.6~クタールでした。

続きまして3番、活動実績につきましては、9月から10月にかけて利用状況調査を実施し、その結果に基づき利用意向調査を実施 いたしましたので、実施件数及び実施時期について記載しております。

4番の目標に対する評価は、今年度の解消実績が1.6~クタールとなった旨、また、目標を大幅に上回った、また、解消面積の算出の方法を、今年度、若干見直しましたので、その旨を記載しております。

活動に対する評価としましては、計画のとおり調査を実施した旨を記載しております。

それでは、5ページに移ります。こちらの内容は違反転用への対応です。

2番の実績ですが、昨年度より違反転用面積が0.51~クタール増加いたしまして、10.2~クタールとなりました。

3番、活動実績としましては、違反転用に関するリーフレットの配布、また、年3回、定期パトロールと関係者への是正指導を行ったとなります。

評価としましては、計画のとおり活動した、今後も是正指導を行っていくとなります。

6ページに移ります。

農地法に係る事務の点検につきましては、1番、農地法3条に基づく許可事務及び2番の農地転用に関する事務ともに適切に行われております。また、年度末の集計により、1年間の処理件数を更新いたしました。

7ページに移ります。

3番、農地所有適格法人からの報告については、市内の1法人から適切に報告書が提出されております。

4番、情報の提供等について、農地の賃借料情報や権利移動などの状況、農地台帳情報の公表について、農地法の規定どおり実施しております。

最後、8ページに移ります。

7番目、地域の農業者からの主な要望・意見及び対処内容ですが、こちらは、年度中、特にございませんでした。

8番、事務の実施状況の公表等について、総会議事録の公表及び3番の活動計画等の公表について、規定どおり実施しております。 なお、2番の農地等利用最適化推進施策の改善に係る意見につきましては、昨年度は提出を見送っております。

令和2年度の活動の点検・評価は以上でございます。

続きまして、左上に別紙様式1と書かれた3ページ分の令和3年度の活動計画の説明をさせていただきます。

こちらも、1ページ目につきましては統計データとなりますので割愛させていただきます。

2ページ目でございます。担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1番の現状の集積面積は、こちらは認定農業者、また市の農業経営基盤強化に関する基本構想の水準に到達する農業者が所有または借り受けて耕作している面積となります。これまでの集積面積は、先ほどの点検評価でもお話しさせていただいたとおり、428.6~クタールとなります。課題としましては、農業従事者の減少や高齢化に伴う遊休農地の増加、小規模な農地の分散、周辺農地の転用による営農環境の悪化と記載しております。

2番の令和3年度の目標でございますが、集積面積については、前年度の目標と同様、新規集積面積の目標である5ヘクタールを加えて433.6ヘクタールとしております。

活動の計画としましては、①番で隣接農地所有者への働きかけや、②番で生産緑地制度の見直しに係る理解を深め、生産緑地につい

ても必要に応じた利用集積を図るとした上で、中段以降、8月に申告書で農地の貸付の意向を把握し、把握した情報を活用した関係者への働きかけを行うと記入しております。また、農委だよりやリーフレットを活用した認定農業者制度や農用地利用集積計画による農地の貸し借りを周知するとなります。

下に移りまして3番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1番、現状及び課題につきましては、本市の農業そのものが都市近郊型であることから、新規参入者の申出自体がまず少なく、また、 新規参入者の希望条件に合った農地を見つけることが難しいこと、また、別段の面積の検討等、農業委員会としての方針や具体的な取 組を検討していく必要があると記載しております。

2番、令和3年度の参入目標は、1経営体0.5~クタールとし、活動計画としては、8月頃に別段の面積の設定の検討、申告書による農地の貸付の意向の把握とし、また、随時、関係機関と連携し、新規参入の相談に積極的に対応すること、また、新規参入に適した 農地があれば、委員・事務局で情報を共有するとしております。

それでは、3ページに移ります。遊休農地に関する措置でございます。

2番、解消面積の目標を0.9~クタールとしました。活動の計画としては、例年同様、利用状況調査・利用意向調査を実施いたします。なお、その他として、隣接農地等を耕作する農業者に対して働きかけを行い、利用集積による耕作放棄地解消を目指す、また、耕作放棄地の解消を対象とした補助金制度の周知を図るとしました。

下に移り、5番、違反転用への適正な対応です。課題として、農地転用許可申請・届出制度に係る関係者の認識不足があることから、 例年同様、違反転用に関するリーフレットの配布、関係者への是正指導を行う等、現状より増加しないよう取り組むとなります。

事務局からの説明は以上となります。

以上が農政小委員会で作成した案となります。報告は以上です。

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見はございませんでしょうか。

石山委員。

2年度と3年度の比較ですけれども、農林業センサスに基づいて記入ということですので、船橋市がどうのこうのではないのですけ

農政小委員長

議長

石山委員

れど、例えば総農家数で見ると、令和2年度は979、令和3年度の目標を見ると799、2割近くの減少ですね。それと、自給的農家数、販売農家数も同じように減っているのですけども、1年間で2割近くの減少というのは、数年経てば船橋市の農地がなくなってしまうのではないかというような著しい減少ですけども、この原因についてはどのように分析されているのか、またこういった大幅な減少が今後も続いていくのかどうか、それをどう防いだらいいのか、原因を追及しながら対処方法を考えないと、今までの農業は全減してしまうんじゃないかというような程の数字だなというように思っているのですけど、この点についてご意見があればお聞きしたいです。

事務局

1点目、まず数値面ですけれども、農林業センサスの数字になりまして、1年ではなく5年に1回の数字になるので、5年間経って この数字になったというところです。

石山委員

センサスの基準年でやっているわけですね。

それにしても、5年でも2割近く減というのは大きいなと思うので、なぜこのように減っているのかという分析を、農水産課が基本的にやるべきだと思うけども、あるいはJAもやるべきだと思うけども、農業委員会として、これほどの大きな減少について、どう分析して、どう対応したらいいかというのは検討する必要があるのではないでしょうか。あればお聞きしたい。なければ特に、私自身も、今後、考えてまいりたいと思います。

事務局

日々、事務局で業務を行う中で非常に感じるのは、やはり特に都市農地においては生産緑地の解除が非常に多いというところで、やはり後継者不足等もあって辞められてしまう方、もしくは土地の相続が相続税の関係で難しくて、相続をせずに農地を手放してしまう方が非常に多いというのは感じております。そこで、推進委員の皆様にも利用集積の、貸したい農家と借りたい農家の掘り起こしのマッチングを行っていただいていまして、適切に利用集積を行っていくことで、農家の数は減っていってはしまうのですが、担い手と呼ばれる方たちが経営の拡大をして、うまく適正な方に適正な面積、農地を経営していっていただけるような形を考えて、推進委員の皆様にはいろいろ動いていただいているところです。

議長

よろしいですか。

では、ほかにご質問等ございませんでしょうか。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、原案どおり、令和2年度の活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画とすることに だ替成の方の 挙手を求めます。

全員一致であります。よって、そのように決しました。

局長。

国営手賀沼土地改良事業に参加する資格の申出承認に係る会長専決について、議案第7号を上程いたします。

それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。

議案第7号、国営手賀沼土地改良事業に参加する資格の申出承認に係る会長専決について、事務局より説明いたします。

お配りしております資料のとおり、令和3年4月1日付で国営手賀沼土地改良事業申請人代表より、当該事業の施行申請のための公告に係る申出についての依頼がございました。これは、当該土地改良事業の実施に当たり、土地改良法第3条の規定に基づき、農用地において所有権以外の権利に基づく耕作者がいる場合、その農用地の所有者が当該土地改良事業に参加する旨の申出を農業委員会に対し行い、農業委員会が承認した場合は、その所有者を土地改良事業に参加する資格を有する者とすることができるとされております。

承認の可否の決定については、申出を受理した日から7日以内に決定し、公告した後に記載の所有者及び耕作者に通知する必要があります。本来ならば、承認の可否を総会にて諮るべきところではありますが、申出から承認決定までの期間が大変短く、農業委員会総会を招集し決定するいとまがないため、会長専決としてよろしいかをお諮りいたします。なお、会長専決とした場合、5月総会にて、申出の有無及び承認の可否についてご報告申し上げる予定でございます。

以上です

ただいまの事務局説明に対しご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決いたします。

本件につきまして、国営手賀沼土地改良事業に参加する資格の申出承認について、会長専決とすることに賛成の方の挙手を求めます。全員一致であります。よって、会長専決とすることに決しました。

局長

議長

事務局

議長

局長

続いて、事務局より報告がございます。

それでは、先ほど報告事項1については人事交流の報告をいたしましたので、報告事項の2から説明をさせていただきます。

報告事項2、農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、議案書9ページに記載のとおり、2件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項3、農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書10ページから11ページに記載のとおり、2月中に9件の届出を受理いたしました。

報告事項4、農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書12から16ページに記載のとおり、2月中に25件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項2から4の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項5、農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書17ページに記載のとおり、1件の通知がありました。

報告事項6、農地法第5条の一時転用許可に伴う農地復元報告について、議案書18ページに記載のとおり、1件の報告書の提出がありました。

報告事項7、転用許可に伴う工事完了報告について、議案書19から22ページに記載のとおり、13件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項8、農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書23から24ページに記載のとおり、6件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項9、軽微な農地改良の届出書の受理について、議案書25ページに記載のとおり、1件の届出書を受理いたしました。

報告事項10、生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書25ページに記載のとおり、2件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

報告事項11、2月17日に実施いたしました令和2年度第3回の農地パトロールの結果につきましては、お配りした資料のとおり

です。当案件につきましては、4月2日に土地所有者に対し事情聴取を行いました。今後の対応について、原状回復並びに適切な手続 きを促し、違反の解消を図ります。

以上でございます。

事務局

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。

次に、事務連絡がございます。

事務局

事務連絡

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 (午後4時9分)

議長は、午後4時11分第4回農業委員会総会の閉会を宣言した。